



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 19 日（月曜日） 第 612 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 令和 7 年度における特定調達契約に係る競争入
札参加資格等……………（財産総合管理課） 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更
（2 件）……………（福祉保健課） 1

頁

公 告

- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……………（福祉保健課） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 2
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告……………（税務課） 3
- 入札公告…………… 3
- 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について…………… 5

告 示

宮崎県告示第 295 号

令和 7 年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第 69 号）第 2 条第 5 号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
建築物の清掃サービス
- 競争入札に参加する者に必要な資格
清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和 54 年宮崎県告示第 41 号。以下「要綱」という。）に基づく知事の審査を受け、清掃業務の競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - 申請の方法
要綱第 3 条第 1 項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び申請書に添付する書類（要綱第 3 条第 1 項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
 - 申請書類（申請書及び申請書に添付する書類をいう。以下同じ。）の受付期間
申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日並びに令和 7 年 12 月 29 日、同月 30 日、同月 31 日及び令和 8 年 1 月 2 日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）受け付けるが、競争入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - 申請書類の配布場所及び提出場所並びに申請についての問合せ先
宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7290
なお、申請書は、県庁ホームページの「入札情報一覧」の画

面からダウンロードすることができる。

- 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

- 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続
 - 有効期間
競争入札参加資格を取得した日から要綱第 4 条第 4 項の次期の定期の審査に基づく登録の日の前日までとする。
 - 有効期間の更新手続
有効期間の更新を希望する者は、要綱第 4 条第 2 項の定期の審査の際に有効期間更新の申請を行うこと。
- その他
要綱に基づき 5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者（この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。）は、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 296 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 5 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ハートフ ルセンタ	児湯郡高鍋町大字 高鍋町 598 番地 3	デイサー ビスセン ター元気	児湯郡高鍋町大字 高鍋町 598 番地 3

一		の里 高 鍋館	
---	--	------------	--

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスはーとふる	デイサービスセンター元 気の里 高鍋館	令和7年 4月1日

宮崎県告示第 297号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ハートフ ルセンタ ー	児湯郡高鍋町大字 高鍋町 598番地3	デイサー ビスセン ター元気 の里 高 鍋館	児湯郡高鍋町大字 高鍋町 598番地3

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスはーとふる	デイサービスセンター元 気の里 高鍋館	令和7年 4月1日

宮崎県告示第 298号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
株式会社早 水の杜 ス マイルライ フ早水の杜	都城市早水 町4503番地 95	早水の杜 通所介護事 業所	都城市早水 町4503番地 95	令和7年 3月31日
株式会社早 水の杜 ス マイルライ フ早水の杜	都城市早水 町4503番地 95	早水の杜 訪問介護事 業所	都城市早水 町4503番地 95	令和7年 3月31日

宮崎県告示第 299号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 無鹿第8地区

(1) 区域の表示

延岡市無鹿一丁目の区域内の土地のうち、次の1点から14点までを順次結んだ線及び1点と14点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯32度36分54秒6242 東経 131度41分01秒4804
2	北緯32度36分54秒1526 東経 131度41分03秒3250
3	北緯32度36分53秒7446 東経 131度41分03秒5487
4	北緯32度36分51秒9169 東経 131度41分03秒9031
5	北緯32度36分51秒5544 東経 131度41分04秒0347
6	北緯32度36分50秒2353 東経 131度41分04秒1085
7	北緯32度36分49秒5217 東経 131度41分05秒9175
8	北緯32度36分47秒1805 東経 131度41分04秒5354
9	北緯32度36分47秒1890 東経 131度41分04秒0332
10	北緯32度36分48秒0205 東経 131度41分01秒8068
11	北緯32度36分48秒3043 東経 131度41分01秒5987
12	北緯32度36分48秒6801 東経 131度41分01秒3435

13	北緯32度36分49秒1633 東経 131度41分01秒1102
14	北緯32度36分51秒4974 東経 131度41分00秒2205

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和7年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券1枚
200ℓ券1枚
- 2 用途
漁船
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 5403143
200ℓ券H 5406059
- 4 有効期間
令和7年1月1日から令和7年6月30日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
川南町漁業協同組合
- 6 紛失年月日
令和7年4月29日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称 宮崎県庁本館及び附属棟清掃等業務
 - (2) 特定役務の内容 庁舎の清掃等業務
 - (3) 履行場所 宮崎県庁本館及び附属棟ほか 宮崎市橋通東2丁目10番1号ほか
 - (4) 契約期間 令和7年8月1日から令和9年7月31日まで
 - (5) 入札方法
ア 上記(1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 開札した場合において、落札者のない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約である。
 - (2) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方が契約期間中に特定役務を継続する見込

みがないと認められるとき。

イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。

(ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和7年度において上記1の(3)における清掃業務を受託しており、誠実に業務を履行している者

イ 当該入札の入札参加資格確認申請の日から45日に当たる日までに終了する種類及び規模をほぼ同じくする一契約に基づく業務（以下「同種業務」という。）を1回以上誠実に履行している者

ウ 令和5年4月1日から当該入札の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、同種業務を1回以上誠実に履行した実

績を有する者

- (5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第9条第1項の規定による指名停止を受けていない者であること。
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号及び第6号又は同項第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
 - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第28条の3第4号イに規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う配水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了した者（講習修了後6年以内の者に限る。）を県庁舎排水槽等清掃及び保守点検業務の作業監督者として従事させることができる者であること。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法
- 上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。
- (1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先
宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290
 - (2) 申請の受付期間
令和7年5月19日から令和7年5月23日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
 - (2) 期間 令和7年5月19日から令和7年6月24日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- 6 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
 - (2) 交付期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- 7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
 - (2) 提出期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
 - (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。6月9日必着）又は持参による。
- 8 入札参加資格確認結果の通知
- 入札参加資格確認結果は、令和7年6月16日までに通知する。
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
 - (2) 提出期限 令和7年6月24日午後5時
 - (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。6月24日必着）又は持参による。

- (4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎5階防58号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290
- (2) 日時 令和7年6月26日午前11時

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、当該入札者について低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに限り、落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Commission for Cleaning of Miyazaki Prefectural Government Main Building and Annex Building
- (2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00p.m. 24 June, 2025
- (3) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders: Assets Management Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanador-

i-higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7290

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第6号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 19 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務 1 級
- (2) 交通誘導警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務 1 級

イ 学科試験

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

ロ 実技試験

令和 7 年 9 月 10 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

エ 交通誘導警備業務 2 級

イ 学科試験

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

ロ 実技試験

令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

学科試験及び実技試験

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地 1）

(3) 受検定員

各 30 人（申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(2) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級

ア 学科試験

イ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

ロ 法令に関すること。

ロ 車両等の誘導に関すること。

ロ 交通誘導警備業務の管理に関すること。（交通誘導警備業務 1 級の受検者に限る。）

ロ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

イ 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。（交通誘導警備業務 1 級の受検者に限る。）

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付期間及び時間帯

ア 令和 7 年 6 月 23 日（月）から同年 7 月 4 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間帯

午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 交通誘導警備業務 1 級

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。） 1 通

ロ 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ロ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

ロ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ロ 交通誘導警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（前記 3 の(1)のイに該当する場合に限る。）

ロ 交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書（前記 3 の(1)のイに該当する場合に限る。）

イ 交通誘導警備業務 2 級

前記 5 の(2)のアのイからロの検定申請書、書面、写真 2 枚

ウ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

(3) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又は警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

6 検定手数料

(1) 交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、14,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

(2) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。
- (3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。
- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985－31－0110）に行うこと。